

社会保険労務士からの三方一両得だより

令和6年9月20日 第180号

チェーンソーで木をききました

以前自然観察会に参加した里山保全のグループからお誘いをいただきまして、刈払機(草刈り機)とチェーンソーの勉強会に参加しました。県内の森林組合だかを退職した専門家が教えてくれるということで、楽しみにしていました。

借りている畑の周辺の草刈りのため、刈払機は日常的に使っています。労働安全の専門家の端くれでもありますので、刈払機の危険性は認識しており、使用する際はかなり安全に気をつけていました。刈払機の事故の事例は結構知っていますので、使用する時には今でも緊張します。

その後、里山の管理のために木を切るとのことで、「誰か切ってみたい人？」とお声がかかりましたので、「切りたいです」と即答して、めでたく体験させていただくことができました。

結構な重さのある防護服(チャップスというそうです)を身に着けて木の前に行くと、「はい」とチェーンソーを渡されました。切る角度だけ指示されましたが、加減が分かりません。どの程度の手で押せばいいのか全く分からないのですが、先生に確認しながら恐る恐る刃を押して、半分程度切りました。

広葉樹なので硬いそうで、想像以上に刃は幹に入っていないか、振動がすごかったです。貴重な体験をさせていただきました。



結構太い木でした。



ナスが元気いっぱいです。

我が家の畑
気温が下がれば復活するかもと期待していたトマトですが、九月になっても想像以上の高温が続いたためか、ついに枯れてしまいました。残念です。
反対に、一時はほとんど花が咲かなかつたオクラが復活して、再び毎日のように収穫できるようになりました。
ナス、ピーマン、ゴーヤは相変わらず絶好調です。パパイアも収穫が始まりました。
冬に向けて、タマネギの種まきをして、白菜の植え付けも開始しました。

マイナ保険証への移行に伴う対応について

12月2日以降、健康保険証がマイナ保険証へと移行します。従来からの健康保険証は12月1日までしか新規発行されず、12月2日以降は本人のマイナンバーカードに保険証の情報が追加される形となります。

◆9月9日から「資格情報のお知らせ」送付開始

協会けんぽでは、9月9日から既加入者に対する「資格情報のお知らせ」の送付を行っています。

この「資格情報のお知らせ」は、令和6年12月から健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号の確認等に用いるもので、一部は被保険者が携帯しやすいよう切り取って利用可能なレイアウトの紙製カードとなっています。

特定記録郵便で会社へ送付されてきますので、各被保険者に配付してください。なお12月2日以降の新規加入者については、資格取得時に送付されてくるようになります。

◆従来の被保険者証の扱い

マイナ保険証に移行した後も、現行の保険証がすぐに使えなくなるわけではありません。

そのため、令和7年12月1日までに退職する従業員からは、従来どおり保険証を返納してもらう必要があります。令和7年12月2日以降は、被保険者による自己破棄も可能となりますので、返納してもらわなくても構いません。



◆マイナ保険証を持っていない加入者への「資格確認書」の発行

新規加入者については、12月2日以降、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証を持っていない加入者に発行されます。

既存の加入者については、令和7年12月2日までに協会けんぽが必要と判断した人に対して発行されます。

なお、資格確認書の取扱いについても、従来の被保険者同様、有効期限内に退職した場合、会社へ返納してもらう必要がありますので退職手続き時にあわせて回収しましょう。

すごく複雑です。